2019年８月19日

各　位

会 社 名　　アクサスホールディングス株式会社
代表者名　　代 表 取 締 役 社 長　久岡　卓司
（ＪＡＳＤＡＱ・コード３５３６）
問合せ先　　取締役経営管理部長　新藤　達也
（TEL.　０７８－３３５－８８４４）

当社連結子会社の訴訟判決に対する上告提起及び上告受理申立てに関するお知らせ

当社の連結子会社であるアクサス株式会社（以下「アクサス」という）及びＡＣリアルエステイト株式会社（以下「ＡＣリアルエステイト」という）は、2015年２月26日付におきまして、旧株式会社雑貨屋ブルドッグ（現ＡＣリアルエステイト、以下「旧雑貨屋ブルドッグ」という）の前取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起しております。

2018年８月16日付「訴訟の判決に関するお知らせ」及び2019年６月26日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」にてお知らせいたしました、第１審判決（以下「原判決」という）並びに第２審判決につきまして、上告人兼上告受理申立人小楠昭彦氏より上告提起及び上告受理申立てが行われましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．上告提起及び上告受理申立てがなされた裁判所及び年月日
最高裁判所　令和元年（2019年）７月10日（通知書送達日　令和元年（2019年）８月19日）

２．上告提起及び上告受理申立てを行った者
氏名：小楠　昭彦（旧雑貨屋ブルドッグ前代表取締役社長）
住所：静岡県浜松市東区

３．訴訟の経緯
旧雑貨屋ブルドッグにおいて、平成22年（2010年）８月期第２四半期から平成25年（2013年）８月期第２四半期までの、各第２四半期決算及び各通期決算に、棚卸資産の過大計上並びに過小計上等の不適正な会計処理が行われていたことが判明しております。

これにより、ＡＣリアルエステイトは、かかる不適正な会計処理の実態解明のための調査並びに有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書の提出等を行うことを余儀なくされ、これらに要した費用の損害を被ったことから、2015年２月26日付にて、旧雑貨屋ブルドッグ前代表取締役社長小楠昭彦及び他１名を被告とし、訴訟を提起いたしました。

その後、アクサスが提起した関連訴訟を併合のうえ審理を経て、2018年８月16日付、静岡地方裁判所浜松支部にて、被告小楠昭彦が、原告ＡＣリアルエステイトに対し、331,528,265円及びこれに対する2015年３月14日から支払済みまで年５分の割合による金員を支払うことを要旨とする原判決が言い渡されました。

また、2018年８月30日付にて控訴人小楠昭彦より、原判決を不服として、東京高等裁判所に対し、控訴が提起されておりますが、2019年６月26日付の第２審判決によって、本件控訴が棄却されております。

４．上告及び上告受理申立ての趣旨

2019 年６月 26 日に言い渡された、第２審判決は一部不服であるから、上告及び上告受理申立てをする。なお、上告人兼上告受理申立人は多額の訴訟費用を負担できる状況にないことから、不服申立ての範囲を 100 万円に限定する。

（１）上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

（２）上告受理申立ての趣旨

① 本件上告を受理する。

② 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

５．今後の見通し

本件につきまして、第１審及び第２審に引き続き正当性を主張してまいります。本件が当社グループの業績に与える影響等につきましては、精査中でありますが、本件に関して今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以　上